

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 平成二十七年 四月二十二日

規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十五号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項の表都市公園課の項に次の一号を加える。

二 花フェスタ記念事業に関すること。

第十三条第三項及び第四項を次のように改める。

3 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
公共交通課	リニア推進室	リニア推進係
都市公園課	花フェスタ記念事業推進室	イベント第一係、イベント第二係

4 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

室	分掌事務
---	------

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成二十七年四月二十二日

リニア推進室	第二項の表公共交通課の項第三号に掲げる事務
花フェスタ記念事業推進室	第二項の表都市公園課の項第一号に掲げる事務

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

平成二十七年四月二十二日発行

発 行 者
岐 阜 県

岐 阜 県 庁
岐阜市数田南二丁目一番一号

編 集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社